免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用27番地
破産者　松本　繁身
免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
平成25年10月23日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０６０号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目11番１号
清算株式会社　株式会社アリストフロー
１　決定年月日　平成25年10月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第８号
群馬県前橋市大渡町１丁目23番地の１
清算株式会社　金井プレス工業株式会社
代表清算人　金井　　保
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権のうち５万円以下の部分を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
２　清算株式会社は、各協定債権者の有する協定債権のうち５万円を超える部分につき、その0.05427297315に当たる額（但し、１円以下は切捨とする。）を本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務の免除を受ける。
３　第１項及び前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の残額の割合により弁済するものとする（但し、１円以下は切捨とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行なった残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　第２項の弁済に於いて切捨により生じる残余（４円）、及び、第３項の弁済に於いて同様に残余が生じた場合には、これを本手続に於ける事務費に充当する。
以上
前橋地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
山形県天童市中里６丁目５番34号
再生債務者　岸　　裕一
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山形市旅篭町２丁目１番11号ステージ八山２階　霞城東法律事務所　弁護士　金山　裕之
平成25年10月22日　　山形地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
千葉県銚子市東芝町７番地の２　マークポイント銚子703号室
再生債務者　信田　裕輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１１６号
千葉県船橋市藤原３丁目９番24号
再生債務者　平石　昌之
１　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月25日から平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１０７号
さいたま市岩槻区上野１丁目12番地９
再生債務者　松尾　久光
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月26日から平成25年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第７７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目14番34号
再生債務者　堺　　俊之
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１３９号
千葉県船橋市田喜野井６丁目14番４号　サンビレッジ船橋Ｃ―201号
再生債務者　上原　秋生
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月27日から平成25年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第２８号
愛知県一宮市開明字西出41番地１
再生債務者　本部　　浩
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第２３３号
北海道恵庭市漁町175番地１　セレクト105号
再生債務者　岩崎　貴将
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月28日から平成25年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１４号
北海道北見市美山町西３丁目104番地６
再生債務者　栗生　徳子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月28日から平成25年12月５日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１５号
北海道北見市三楽町167番地１　バラの園マンションⅡ２Ｆ左
再生債務者　佐賀　導子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月28日から平成25年12月５日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２２号
秋田市川元小川町３番16号
再生債務者　佐々木　聡
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年11月28日から平成25年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５８３号
東京都練馬区東大泉２―13―６―304
再生債務者　梶原　大介
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月３日から平成25年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第５９６号
東京都狛江市中和泉４―２―３
再生債務者　城　　俊也
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年12月３日から平成25年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部